明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律第二条第一項に規定する国土交通省令で定める施設を定める省令（国土交通六五）　一

〔告　示〕

○銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件等の一部を改正する件（金融庁四二）　一

○本庁監理金融商品取引業者等を指定する件の一部を改正する件（同四三）　二

○保安林の指定施業要件を変更する件（農林水産一九五四）　四

○海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るための基本的な方針（国土交通一〇六六）　八

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があった件（環境七五）　九

○都市計画に関する件（沖縄総合事務局二五～二七）　九

〔人事異動〕

内閣　法務省　財務省　九

〔官庁報告〕

労働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第三十六条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　九

最低賃金の改正決定に関する公示（宮城労働局最低賃金公示一、福井同一、大阪同一）　一〇

公聴会

労働基準法第百十三条の規定による公聴会の開催について（厚生労働省）　一〇

〔公　告〕

諸事項

官庁

隊員の懲戒処分に係る被疑事実通知書等関係　一〇

裁判所

相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一〇

会社その他　三

省令

○国土交通省令第六十五号

海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律（平成三十年法律第四十号）第二条第一項の規定に基づき、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律第二条第一項に規定する国土交通省令で定める施設を定める省令を次のように制定する。

平成三十年八月三十日

国土交通大臣　石井　啓一

海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律第二条第一項に規定する国土交通省令で定める施設を定める省令

海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律第二条第一項に規定する国土交通省令で定める施設は、公園とする。

附　則

この省令は、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律の施行の日（平成三十年八月三十一日）から施行する。